

化学物質と環境との係わり

1. 「化学物質と環境円卓会議」とは

(1) 背景・趣旨

「21世紀『環の国』づくり会議」報告書(抄)

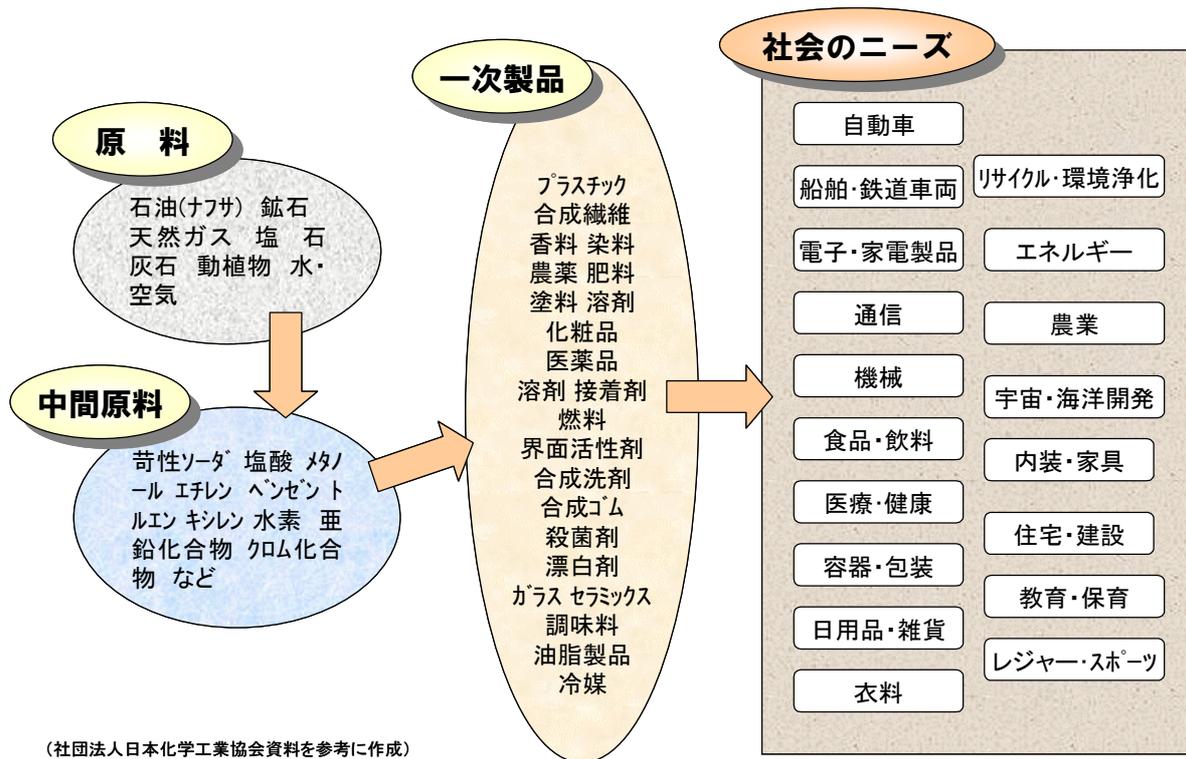
化学物質による環境汚染に対する国民の不安を解消するためには、行政、産業、市民が情報を共有し、共通認識を持って合理的な行動が取れるような社会的枠組みを作ることが必要です。このため、行政、産業、国民の代表による協議の場を設けるなどにより、化学物質による環境リスク低減のための国民的参加による取り組みを促進することが望まれます。

(2) 会議の概要

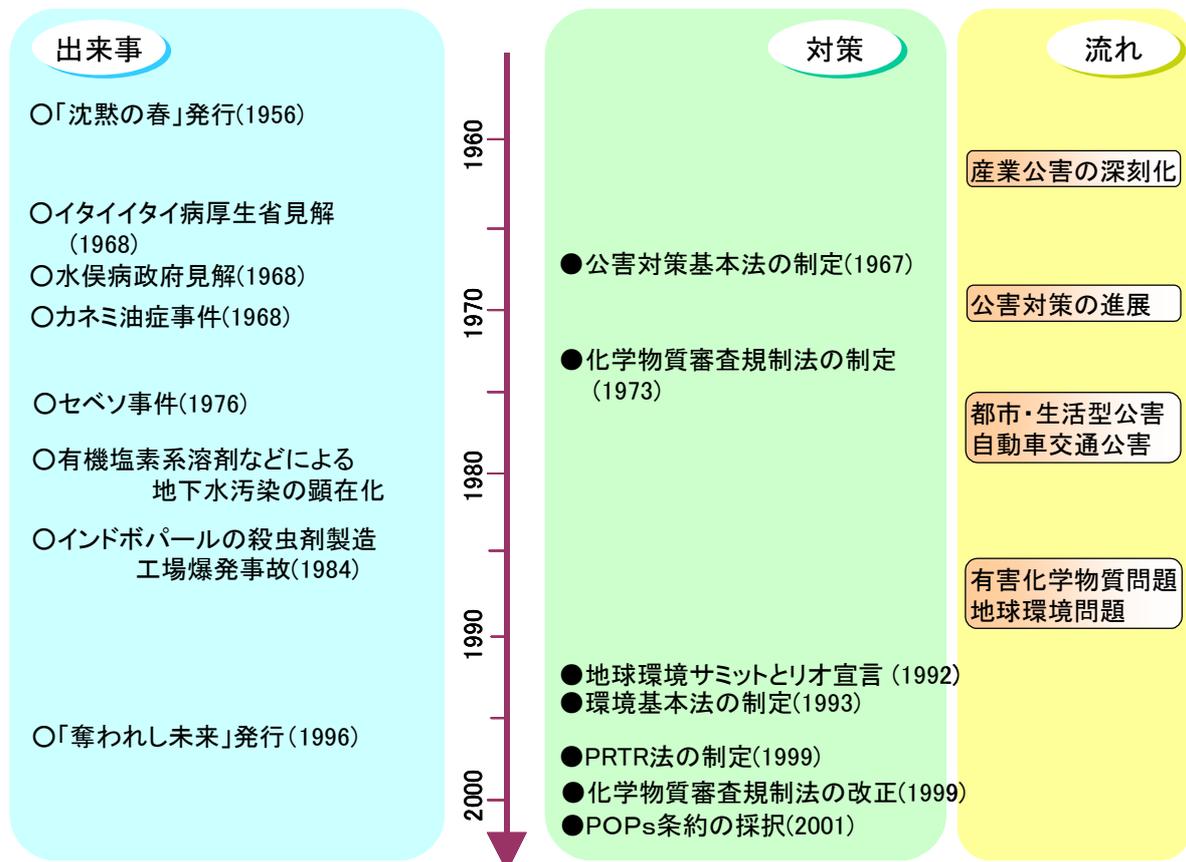
化学物質と環境円卓会議は、

- ①インターネットの活用や地域フォーラムの開催により、国民各界の意見・要望を集約し、
- ②これらの意見・要望を踏まえた対話を通じて、環境リスク低減に関する情報の共有と相互理解を深め、
- ③会議での議論やそこで得られた共通認識を市民・産業・行政に発信します。

2. 生活・産業を支える化学工業



3. 化学物質と環境の係わり



4. 各分野の取り組み

(1) 行政の取り組み

－化学物質に関する法律の体系－

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)(厚生労働省、経済産業省、環境省)
- 農薬取締法(農林水産省、環境省)
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)(経済産業省、環境省等)
- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法(環境省)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、PCB廃棄物適正処理推進特別措置法(環境省)

(2) 産業界の取り組み

- 規制の遵守
- 自主的取り組み
ISO14001の取得、有害化学物質の使用抑制・排出抑制・浄化とこれらに関する技術開発、グリーン購入・グリーン調達、レスポンシブルケア活動など
- 情報公開、対話の推進
PRTR制度の実施、環境報告書の発行など
- 経済活動への環境配慮の内部化
環境会計、LCA等の導入・開発など
- 化学物質の環境リスクに関する調査研究
- 国際的な取り組みの推進

(3) NGO / NPOの取り組み

- 環境保全活動の実施
- 政策提言、企業に対する働きかけ
- 普及啓発
セミナー、シンポジウム、講演会や学習会の開催、ニュース誌等の発行、アンケートの実施等
- 調査研究
- 他のNGOとの連携(学習、情報交換、協力)
NGO/NPOの横断的な協力によるPRTRホームページの作成、情報発信

(4) 市民の取り組み

- さまざまなルートからの情報収集
- 製品などの化学物質に対する正しい理解
- グリーン購入
- 適正な使用と廃棄
- 企業説明会、環境保全活動などへの参加
- 企業、行政、NGO/NPOとの対話